

下 総 第 5 4 2 号
令和7年(2025年)5月15日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 戸 澤 昭 夫 様
同 井 川 典 子 様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和6年(2024年)7月9日付け監査報告第17号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

クリーン推進課
環境施設課

環境部 クリーン推進課に関する事項

[指摘事項]

(1) 指定ごみ袋処理手数料及び粗大ごみ等処理手数料において、以下の事例が見受けられた。関係規定に基づき、適正に事務処理されたい。

ア 履行期限から20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず督促状を発送していなかった。

イ 滞納となっている債権があるにもかかわらず、売りさばきを継続し、債権が拡大している事案が発生していた。下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例施行規則第11条第3項では、「市長は、売りさばき人が前項に規定する支払をしないことがあったときは、それ以後、当該売りさばき人に対し証紙を売り払わないことができる」と規定されているが、所管課に確認したところ、所要の措置を講じることを失念していたとのことであった。

ウ 当該手数料（売りさばき代金）の収入事務においては、地方自治法施行令第164条第1項の規定により、証紙取扱手数料と当該証紙の売りさばき代金を繰り替えて処理するものとし、下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、市は月締めした売りさばき代金から証紙取扱手数料を差し引いた売りさばき代金を請求するものとしている。本事務処理に当たっては、下関市会計規則第12条の規定に基づき、月締めが完了した時に、直ちに売りさばき代金の調定を行う必要があるが、証紙取扱手数料を繰替払する売りさばき代金の調定は、直ちに行われておらず、併せて、繰替払の手続も、速やかに行われていなかった。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、以下のとおり措置しました。今後は、下関市債権管理条例等に基づき、適正な債権管理に努めます。

ア 令和6年6月（令和6年度4月分）から、未納となっている売りさばき人に対して、督促状を送付するように改めました。

イ 督促状を送付した売りさばき人に対しては、翌月以降新規の受注をしないよう配送会社への指示を徹底しました。併せて、時期や根拠法令を明示した業務マニュアルを作成し、業務担当者の不在時等においても適正に業

務遂行が継続できるように改善しました。

ウ 令和6年度からは、繰替払する売りさばき代金の調定を直ちに行い、併せて、繰替払の手続きも速やかに行うこととしました。

環境部 環境施設課に関する事項

[指摘事項]

- (1) 行政財産の目的外使用許可において、国から一般廃棄物処理施設（し尿処理施設：彦島工場）の用途で市が使用貸借している土地について第三者に使用を許可しているものがあつた。第三者である事業者より自動販売機設置の行政財産の使用許可申請を受けた際、国と協議の上、土地使用の了承を得ていたが、当該土地は市の保有する財産ではないため行政財産には該当せず、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用として許可したことは、当該土地を第三者に使用させる手続として適当ではなかつた。本件の使用を許可するに当たっては、関係法令に基づく適切な事務処理を行われたい。

(改善措置状況)

今回指摘を受けた行政財産の目的外使用許可に係る国から一般廃棄物処理施設の用途で市が使用貸借している土地において、令和7年4月以降は第三者による土地の使用を許可しないことといたしました。なお、今後は適正な事務処理に努めます。

以上